

下水道法22条関係(公共下水道の工事監督管理を行う者の資格)

| | 区分 | 要件 | | 資格取得に必要な下水道技術に関する実務経験年数 | |
|------------------|--------------------------------|-------------------------|--------------------|-------------------------|------|
| | | | | 監督管理等 | |
| 下水道施行令15条及び15条の3 | 卒業又は終了した学校等 | 卒業又は修了した学科 | 履修した学科目等 | 処理施設 ポンプ施設 | 排水施設 |
| 第1号 | 新制大学 | 土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程 | 下水道工学 | 2.0年 | 1.0年 |
| | 旧制大学 | 土木工学科又はこれに相当する課程 | | 2.0年 | 1.0年 |
| 第2号 | 新制大学 | 土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程 | 下水道工学に関する学科目以外の学科目 | 3.0年 | 1.5年 |
| 第3号 | 短期大学 高等専門学校 旧制専門学校 | 土木科又はこれらに相当する課程 | | 5.0年 | 2.5年 |
| 第4号 | 新制高等学校 新制中等教育学校 旧制中等学校 | 土木科又はこれらに相当する課程 | | 7.0年 | 3.5年 |
| 第5号 | 前4号に定める学歴のない者 | | | 10.0年 | 5.0年 |
| 第6号 | 新制の大学院 | 5年以上在学(卒業) | 下水道工学 | 0.5年 | 0.5年 |
| | 新制大学の大学院又は専攻科 旧制大学の大学院又は研究科 | 1年以上在学 | 下水道工学 | 1.0年 | 0.5年 |
| | 短期大学の専攻科 | 1年以上在学 | 下水道工学 | 4.0年 | 2.0年 |
| | 旧財団法人全国建設研修センター 国土建設学院 | 上下水道工学科 | | 5.0年 | 2.5年 |
| | 学校法人明倫館国土建設学院 | 水工土木工学科 | | 5.0年 | 2.5年 |
| | 学校法人中央工学校 | 下水道土木工学科 | | 5.0年 | 2.5年 |
| | 〃 | 土木工学専攻科 | 土木計画専攻 | 5.0年 | 2.5年 |
| | 外国の学校 | 日本の学校による学歴、経験年数に準じる。 | | | |
| | 国土交通省国土交通大学校 | 専門課程下水道科研修 | | 5.0年 | 2.5年 |
| 日本下水道事業団 | 下水道の設計又は工事の監督管理資格者講習会 | | 5.0年 | 2.5年 | |
| 第7号 | 日本下水道事業団法施行令第4条第1項に定める技術検定 | 第1種技術検定合格 | | 2.0(1.0)年 | 1.0年 |
| | 〃 | 第2種技術検定合格 | | 2.0(1.0)年 | 1.0年 |
| 第8号 | 技術士法による本試験 | 科目として下水道を選択し水道部門に合格した者 | | 0年 | 0年 |

- 注1 社団法人日本下水道協会が行った下水道監督管理等資格講習会等を修了した者については、令第15条第6号に基づき施工規則第17条第6号に規定する指定講習を修了したものと見なす。
- 注2 第7号の欄における経験年数は第1種及び第2種に関わる者は、下水道、上水道、工業用水道、河川、道路等に関する経験年数をいい、()内に掲げる年数以上の下水道に関する実務経験年数を有する者に限る。
- 注3 実務経験年数の算定については、制限付一般入札説明書 3 配置予定技術者内の要件にて算定すること。
- 注4 下水道事業における経験年数には、下水道事業に関わるもののほか、農業集落排水事業等についても対象とする。